

国自安第 62号

国自旅第 130号

国自整第 56号

平成21年 9月29日

一部改正：平成21年11月20日

一部改正：平成22年12月15日

一部改正：平成23年 3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局技術安全部整備課長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの  
行政処分等の基準について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号。以下「局長通達」という。）により、別途定めることとした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）を別添のとおり定めたので、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、この処分基準に従い行うこととされたい。

なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第421号、国自旅第146号、国自整第144号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従って行政処分等を行うものとする。

3. 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年11月20日国自安第106号、国自旅第185号、国自整第84号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日国自安第97号、国自旅第152号、国自整第92号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日 国自安第175号、国自旅第243号、国自整第159号）

この通達の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

## ○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準)

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	警告	20日車
運送法第9条の2第2項(第9条第5項準用)	運賃料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	警告	20日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更揭示義務違反	警告	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離、車庫の収用能力不足 ②営業所、車庫の区域内新設、移設等	20日車	60日車
		10日車	30日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	警告	20日車
		10日車	30日車
運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置及び営業所の名称	警告	20日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の処分基準を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第20条	営業区域外旅客運送	20日車×違反件数	60日車×違反件数
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車	120日車
		20日車	60日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車	60日車
		30日車	90日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車	60日車
		20日車	60日車
		40日車	120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注) ①運行管理者数の不足 ②運行管理者選任なし	20日車	60日車
		40日車	120日車
(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。			

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車
運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第3号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第2号又は第4号から第15号までの事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車 10日車 20日車	60日車 120日車 30日車 60日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
(注) 「一部不適切」は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。			
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正收受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数 10日車 30日車 10日車 30日車 警告	60日×違反車両数 120日×違反車両数 30日車 90日車 30日車 90日車 20日車
(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの	30日×違反車両数	90日×違反車両数

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
	②反復・計画的なものと認められるもの	60日×違反車両数	許可の取消し
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止無届、虚偽届	10日車	30日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車
運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 その他の条件又は期限違反	10日車 30日車 30日車	30日車 90日車
	(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。		
運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車
運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満 ③表示なし50%以上	警告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反 第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告	10日車 10日車 — 10日車 20日車 10日車 10日車 10日車
旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	20日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 記録 ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上15件以下 ③記録なし16件以上 記録の改ざん ①記録改ざん5件以下 ②記録改ざん6件以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
	記録の保存 ①保存なし5件以下 ②保存なし6件以上15件以下 ③保存なし16件以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第6条	営業所への掲示事項変更の掲示義務違反	警告	20日車
運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の掲示義務違反	警告	20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の掲示義務違反	警告	20日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反 ①未交付率20%未満 ②未交付率20%以上50%未満 ③未交付率50%以上	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	勧告	10日車
運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反 ①未掲示5件以下 ②未掲示6件以上15件以下 ③未掲示16件以上	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①未締結及び不適合車両数5両以下 ②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下 ③未締結及び不適合車両数16両以上	10日車 20日車 30日車	30日車 60日車 90日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第21条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切20%未満 ②設定不適切20%以上50%未満 ③設定不適切50%以上 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上30件以下 ④各事項の未遵守計31件以上(注1)(注2)	警告 20日車 30日車 警告 20日車 30日車	20日車 60日車 90日車 20日車 60日車 90日車
	(注1) 局長通達1.(6)の適用による。 (注2) 【 】書は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。	【40日車】	初回【再違反】 2回目以上【累違反】 120日車 240日車
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反		

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
	1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	300日車
運輸規則第21条第5項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満 ③把握不適切50%以上 疾病、疲労等による乗務 薬物等使用乗務	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	20日車 30日車 60日車 240日車 300日車
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上15件以下 ③未配置16件以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1) ①未実施率20%未満 (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満 (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上 (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(注2) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満 (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上 (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車
	(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2) 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反  検知器の備えなし(注)	60日車	180日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	60日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 記録(注1) ①記録なし率20%未満 ②記録なし率20%以上50%未満 ③記録なし率50%以上 記録事項の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下	警告 10日車 20日車  警告 10日車 10日車	20日車 30日車 60日車  10日車 30日車 30日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第25条第1項、 第2項、 第4項	②6件以上 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	20日車 警告 10日車 20日車	60日車 20日車 30日車 60日車
	(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
	乗務等の記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満 ②記録なし率20%以上50%未満 ③記録なし率50%以上 記録事項の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下 ②6件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 勧告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満 ②記録なし率20%以上50%未満 ③記録なし率50%以上 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下 ②6件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
	事故の記録義務違反 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 記録事項の不備 ①2件以下 ②3件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上	警告 20日車 勧告 10日車 警告 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第28条	経路の調査等の義務違反 ①未実施率20%以上50%未満 ②未実施率50%以上	勧告 警告	10日車 20日車
運輸規則第28条の2第1項	運行指示書による指示等の義務違反 ①作成なし率全運行の20%未満 ②作成なし率全運行の20%以上50%未満 ③作成なし率全運行の50%以上 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第28条の2第2項	①15件以下 ②16件以上 運行指示書による指示(注1) ①指示なし2件以下 ②指示なし3件以上 運行指示書の携行(注2) ①携行なし2件以下 ②携行なし3件以上	勧告 10日車  警告 20日車  警告 10日車	10日車 30日車  20日車 60日車  20日車 30日車
	(注1) 「指示なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は、「指示なし」にも該当することとする。 (注2) 「携行なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は、「携行なし」にも該当することとする。		
	運行指示書の保存義務違反(注) ①保存なし率全運行の20%未満 ②保存なし率全運行の20%以上50%未満 ③保存なし率全運行の50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第35条	(注) 「保存なし率」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は、「保存なし」にも該当することとする。		
	運輸規則第35条 運転者の選任に関する義務違反 ①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告  10日車	20日車  30日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下 ②選任6名以上15名以下 ③選任16名以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 作成 ①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上 記載事項等の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上	警告 10日車 20日車  勧告 10日車	20日車 30日車 60日車  10日車 30日車
	運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反 ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	勧告 警告 10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2) (1)事業用自動車の運転者が重大事故等(局長通達1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合  (2)事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(局長通達1.(3)に規定する道路交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合  (3)事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合	警告 20日車	20日車 60日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第38条第2項	(4)事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合		
	①一部不適切		初回 2回目以上 20日車(注3) 60日車
	②大部分不適切		初回 2回目以上 60日車 180日車
	3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4)	別紙1	
	4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)	別紙2	
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
	(注2) 局長通達1.(6)の適用による。		
	(注3) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。		
	(注4) 局長通達3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存		
1 記録(注1)			
① 記録なし率実施回数に対して20%未満	警告	20日車	
② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満	10日車	30日車	
③ 記録なし率実施回数に対して50%以上	20日車	60日車	
2 記載事項等の不備			
① 記載事項等不備率50%未満	勧告	10日車	
② 記載事項等不備率50%以上	10日車	30日車	
3 記録の改ざん・不実記載			
① 5件以下	10日車	30日車	
② 6件以上	20日車	60日車	
4 記録の保存(注2)			
① 記録保存なし率20%未満	警告	20日車	
② 記録保存なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
③ 記録保存なし率50%以上	20日車	60日車	
(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。			
(注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反			
1 特別な指導の実施状況(注)			
①一部不適切	警告	20日車	
②大部分不適切	20日車	60日車	
2 運転適性診断の受診状況			
I 死亡事故等惹起運転者			
運転適性診断の未受診	20日車	60日車	
II 初任運転者			
①未受診率50%未満	警告	20日車	
②未受診率50%以上	10日車	30日車	
III 高齢運転者			

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
	①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上	警告 10日車	20日車 30日車
	(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第38条第6項	車掌に対する指導監督義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第38条第7項	非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第38条第8項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 20日車	20日車 60日車
	(注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未制定	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	勧告 警告 10日車	警告 10日車 20日車
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日×違反車両数 20日×違反車両数 20日×違反車両数	再違反 3回目以上 30日×違反車両数 60日×違反車両数 再違反 3回目以上 60日×違反車両数 120日×違反車両数 再違反 3回目以上 60日×違反車両数 120日×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし	40日車 40日車	120日車 120日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出	10日車 40日車	30日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数
運輸規則第45条各号列記以外の部分、第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上  2 12月点検整備の未実施(注2)	警告 5日×違反車両数 10日×違反車両数  10日×違反車両数	5日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数  30日×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。		
運輸規則第45条各号列記以外の部分、第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 記録の改ざん・不実記載 ①改ざん・不実記載2枚以下 ②改ざん・不実記載3枚以上 記録の保存 ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日×違反車両数  5日×違反車両数 10日×違反車両数  警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数  15日×違反車両数 30日×違反車両数  5日×違反車両数 9日×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講	10日車 20日車	30日車 60日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	20日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第28条、第28条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	60日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	20日車
改正前の 運輸規則第47条の8第1項	乗合運送の許可を受けた者の義務違反 乗車券の発行及び記載事項違反 ①未発行・未記載率20%未満 ②未発行・未記載率20%以上50%未満 ③未発行・未記載率50%以上 運賃の払戻し義務違反 ①未払い戻し5件以下 ②未払い戻し6件以上15件以下 ③未払い戻し16件以上 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 ①未引換・未公示5件以下 ②未引換・未公示6件以上15件以下 ③未引換・未公示16件以上 運送中断の際の取扱い義務違反	口頭注意 勧告 警告  口頭注意 勧告 警告  口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車  警告 10日車 20日車  警告 10日車 20日車



	違反行為	基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	20日車	60日車	180日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反を1. 5件として計算するものとする。

なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となつた最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成21年9月29日付国自安第65号、国自旅第133号、国自整第59号) I 1. (2)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使

適用条項	違反行為		基準日車等					
	事	項	初違反	再違反				
<p>用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。</p> <p>(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取 (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知</p> <p>3. 行政処分等の量定</p> <table border="1"> <tr> <td>初違反</td> <td>2回目以上</td> </tr> <tr> <td>警告</td> <td>20日車</td> </tr> </table> <p>4. 行政処分等の基準の適用</p> <p>① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。</p> <p>また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。</p> <p>② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。</p> <p>なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算する。</p> <p>③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。</p> <p>④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。</p> <p>⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月29日付け国自安第65号、国自旅第133号、国自整第59号) I 1. (2)の規定を準用する。</p>					初違反	2回目以上	警告	20日車
初違反	2回目以上							
警告	20日車							